東上総教育事務所だより



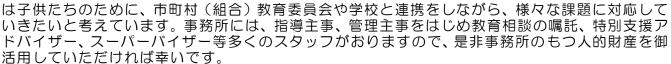


千葉県教育庁東上総教育事務所 TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143 第1号(令和5年5月26日発行)

東上総教育事務所長 あいさつ

新型コロナウイルス感染症の教育に対する影響や制限も徐々に軽減され、各市町村(組合)立学校においてもコロナ前の通常の学校教育へと少しずつ舵を切っているころではないかと思います。コロナ禍においては、通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしながら子供たちのために創意工夫をし、学校の教育活動を支えてきた先生方の御努力に感謝を申し上げます。

さて、「少子高齢化」「AIなど技術革新の進展」等、児童生徒を取り巻く環境がめまぐるしく変化している中、子供たちが新たな時代をたくましく生きていくために必要な力を身に付けることが学校教育に求められています。教育事務所



本教育事務所は、「すべては子どもたちのために」という運営方針の下、教育事務所の役割を「学校・家庭・地域の応援団」と位置付け、「4SEC(S: <u>スマイル、スピード、サポート、サービス、E: エキスパート、C: コンプライアンス</u>」をスローガンに掲げ、所員一同一丸となって、これからの未来を生き抜くことのできる子供たちを育てるために取組を進めてまいります。今後も変わらぬ、御協力を心からお願いします。

千葉県教育庁東上総教育事務所 所長 酒井 誠一

令和5年度 東上総教育事務所 重点目標

~~ 総務課 ~~ 【適正・正確な事務処理の推進】

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実

~~ 管理課 ~~

【「人財」育成と信頼される学校づくり】

- (1) 資質と教育力の高い、信頼される 「人財」の育成
- (2) 教職員の働き方改革と不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

~~ 指導室 ~~ 【「生きる力」の育成】

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校(園) 間の連携
- (3)研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7)生徒指導
- (8)特別支援教育
- (9)体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

事務所は、学校・家庭・地域の応援団! すべては子どもたちのために

総務課から

諸手当の届け出等について

諸手当とは、必ずしもすべての職員に支給されるわけではなく、それぞれの手当の支給要件に該当する職員についてのみ支給されるものです(地域手当を除く)。主な手当として、通勤手当・扶養手当・住居手当がありますが、いずれも職員本人からの届け出により認定され、支給が可能となります。

受給後も、届出事項に変更が生じた場合、届出が遅れることにより戻入等が発生します。変更の事実発生日から15日以内の届出をお願いします。特に、扶養手当は、期末勤勉手当や所得税、組合員証などにも影響がありますので、被扶養者の収入額等については、確認の徹底をお願いします。



管理課から

不祥事根絶とモラールアップ



不祥事根絶に向けて、日頃から、各学校をはじめ各市町村(組合)教育委員会において、熱心に取り組 んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、いまだに不祥事が後を絶ちません。令和4年度の懲戒処分件数(県立 事務職員・監督責任を除く)は22件、その内、市町村立小中学校教職員の処分件数は9件でした。その 中で、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」による免職事案が7件発生しました。改めて、不祥事根 絶への意識改革が求められています。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3年法律第57号)」が令和4年4月1日に施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じ られました。被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、 刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律 違反となりました。

千葉県教育委員会では、このような状況を踏まえ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関 する事業実施要綱の制定について(通知)」(令和5年3月31日)、「教育職員等による児童生徒性暴力等 の事実があると思われるときの対応方針について(通知)」(令和5年3月31日)を県立学校に対して通 知し、かつ教職第1243号にて、市町村(組合)教育委員会へ「教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)に基づく対応を、改めてお願いしたところです。各学校 においては、法の趣旨を十分理解し、適切な対応をお願いいたします。

また、引き続き、不祥事根絶に 向けた取組を充実させていただく とともに、職場のモラールアップ を図るために、一人一人がやりが いや成就感・達成感、帰属意識を もてる職場づくりを推進していた だくようお願いいたします。

≪児童生徒から性暴力被害について相談され、話を聴く際の留意点≫

- □ 「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」(疑い)で十分である。
- □「いつ」「どこで」「どのように」等、詳細を聞き取ろうとしない。
- □ 児童生徒が自分から話す場合には、止める必要はない。
- □ 矛盾を追求しない。
- □ 話を聴いた職員は、その記録を作成する。

教職員等による児童生徒性暴力等に係る初期対応マニュアル (一部抜粋)

指導室から

東上総教育事務所教育相談室 ~電話相談・来所相談~

〇場 東上総教育事務所内 教育相談室(1階) 所

〒297-0024 茂原市八千代2-10

0475-23-4460 (相談専用) 〇 電話番号

〇 相談日時 月曜日 ~ 金曜日(祝祭日を除く)

午前9時 ~ 午後5時

園児(保・幼)、小・中学生、高校生等、保護者及び教職員 〇 相談対象

〇 相談内容 いじめや不登校に関すること集団不適応に関すること

・家庭で困っていること ・発達に関すること

心の悩み等に関すること

〇 相談方法 電話相談 来所相談

〇 電話相談 学校、保護者、児童・生徒から直接の電話相談も可能です。保護者、児童・生徒にも

御周知ください。

〇 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で相談日時

の予約をしてください。



授業づくりコーディネーターの活用について

県教育委員会では、卓越した技能と専門性を生かし、「主体的・対話的で深い学び」を実現 する授業を実践している教員を「授業づくりコーディネーター」として認定しています。

「授業づくりコーディネーター」は、次のことを取り組むものとしています。校内研究や各種 研修会等で御活用ください。

○自らの授業実践について公開する。

○授業づくりの相談に応じる等の支援を行う。

詳細は、県教育委員会ホ ームページにアクセス!